

様式第 20

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の協議書

7 行商第 72 号
令和 7 年 4 月 30 日

九州経済産業局長 星野光明 殿

行橋市長 工藤政宏
(公印省略)

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の同意を得たいので協議します。

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

福岡県の北東部に位置し、京築地域の中心都市である本市は、JR行橋駅が日豊本線と平成筑豊鉄道の相互乗り入れ駅となっているほか、3本の一般国道に加え、東九州自動車道行橋ICの開設や北九州空港の近接性などにより公共交通の利便性が高く、九州圏域及びアジア地域との時間的な距離が短縮され、今後、経済及び人の交流拠点として発展する可能性が期待できる。また、自然環境にも恵まれており、県北東部では唯一人口が増加している都市となっている。

しかしながら、将来人口は全国と同様減少になることが予想されており、人口を年齢3区分別に見てみると、生産年齢人口は、平成12年の約46,400人をピークに減少に転じており、令和2年では約39,000人、さらに令和7年では約37,700人と、その後も減少の一途をたどる見込みである。さらに平成12年を起点として、老人人口が年少人口を上回るようになった。高齢化率は、平成22年では約24%であるが、令和7年では31%になることが見込まれている。こうした人口減少、人口構造の変化が、本市の産業の担い手不足となり、地域経済に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

本市の産業については、周辺地域に各自動車メーカーの主力工場が立地し、国内有数の自動車産業集積地を形成していることに伴い、本市にも多くの自動車関連企業が進出し、電機関連産業と併せて製造業の動きが活発になっている。しかしながら、構造的には卸売業・小売業が事業所数で約4分の1を占め、飲食サービス業、建設業、医療・福祉、製造業など多岐にわたっており、その大部分が中小企業・小規模事業者で構成されている。また、景況調査によると、一部において持ち直しが見られるものの、パンデミック及び物価高の影響により足踏み、今後も先行きの不透明感から厳しい見通しである。雇用状況も堅調な製造業を中心に人手不足が続いている。こうした中小企業・小規模事業者の人手不足の解消が大きな課題となっている。

本市はこれまでも、市内企業に対して融資や補助メニューの紹介、雇用確保等の取り組みを行ってきたが、更なる支援策を講じて、市内企業の経営基盤の強化による生産性向上を図ることが必要とされている。

(2) 目標

老朽化が進む設備を生産性の高い設備に更新する等の設備投資により生産性の向上を図る中小企業者を支援し、本市全体の生産性を向上させることにより、京築地域の中心市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者が策定する先端設備等導入計画に基づく先端設備等の導入を促進することで、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、卸売業・小売業、飲食サービス業、製造業などと多岐に渡り、多様な業種が本市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、工業団地や行橋駅周辺等市内全域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において対象とする区域は、行橋市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、卸売業・小売業、飲食サービス業、製造業などと多岐に渡り、多様な業種が行橋市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、2年間（令和7年7月31日から令和9年7月30日まで）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用の安定

人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 健全な地域経済の発展

公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。